

参議院社会労働委員会会議録第十三号

(二六六)

昭和四十六年五月十三日(木曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

五月七日

辞任

山崎

竜男君

星野

重次君

永野

鎮雄君

上田

稔君

五月十日

辞任

佐野

芳雄君

占部

秀男君

中沢伊登子君

田渕

哲也君

補欠選任

藤原

道子君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

補欠選任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月十二日

辞任

佐野

芳雄君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

補欠選任

藤原

道子君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

五月十三日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月十四日

辞任

佐野

芳雄君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

補欠選任

藤原

道子君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

五月十五日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月十六日

辞任

佐野

芳雄君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

補欠選任

藤原

道子君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

五月十七日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月十八日

辞任

佐野

芳雄君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

補欠選任

藤原

道子君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

五月十九日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月二十日

辞任

佐野

芳雄君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

補欠選任

藤原

道子君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

五月廿一日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月廿二日

辞任

佐野

芳雄君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

補欠選任

藤原

道子君

吉田忠三郎君

田渕

哲也君

五月廿三日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月廿四日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月廿五日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月廿六日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月廿七日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月廿八日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月廿九日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月三十日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅一日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅二日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅三日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅四日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅五日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅六日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅七日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅八日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月卅九日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

五月四十日

辞任

玉置

和郎君

横山

フク君

山本

杉君

徳永

正利君

第一に、この法律は、中高年齢者等の就職がなれ困難な雇用失業情勢にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定をはかることを目的とするものであります。

第二に、中高年齢者の雇用を促進するため、その適職、労働能力の開発方法等の研究、求人者等に対する指導及び援助、職業紹介施設の整備等の措置を講ずるとともに、中高年齢者に適する職種について雇用率を設定し、これが達成されるよう、事業主に対して、雇い入れの要請、給付金及び融資についての特別の配慮を行なう等中高年齢者の雇用を奨励するため必要な諸施策を講ずることといたしております。

第三に、就職の困難な中高年齢者等の就職を促進するため、求職手帳を発給し、その有効期間中就職活動を容易にし、生活の安定をはかるため、所要の手当を支給しつつ、就職指導、職業訓練、職場適応訓練等を実施することにより就職の促進をはかり、このような対策を講じた後においても就職が困難な者につきましては、必要に応じ手帳の有効期間を延長することといたしております。

第四に、中高年齢者等につきましては、一般的には以上の諸施策によって十分対処し得ると考えられます。産業地域等雇用の機会の乏しい地域の中高年齢者等につきましては、手帳の通常の有効期間が終わってもなお就職が困難な者も考えられますので、有効期間について特別の配慮を加えるほか、これらの者の雇用を促進するため、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用機会の増大をはかるための措置等に関する計画を作成し、計画に基づき必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ公共事業へ吸収されることとして、万全を期していります。

なお、雇用機会の増大をはかるための措置として当該地域の発展により雇用の機会が増大するまでの間、臨時に雇用の機会をとることを目的として、予算措置により、特定地域開発就労事業を実施することといたしております。

また、この法律案の附則におきまして、緊急失業対策法は、この法律の施行の際現に失業対策事業に使用されている失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとし、この場合において、夏季または年末の臨時の賃金は支払わないものとするとともに、関係法律について所要の整備をいたしております。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林虎雄君) この際、本案に対する衆議院における修正点について、修正案提出者衆議院議員田邊誠君から説明を聴取いたします。衆議院議員田邊誠君。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○衆議院議員(田邊誠君) 私は、衆議院の社会労働委員会を代表して、中高年齢者等の雇用の促進について、その内容を御説明申し上げます。

○衆議院議員(伊東正義君) 私は、衆議院の社会労働委員会の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

中央労働委員会の委員の定数は、現行の労働組合法上、使用者委員、労働者委員及び公益委員それぞれ七人と定められておりますが、最近、係属事件は増加の傾向にあり、特に不当労働行為事件については、事案がふくそうし、その処理も著しく遅滞し、ために、労使双方に多大の不便を与えつつある実情にあります。

本法律案におきましては、このような現状にかんがみ、中央労働委員会の使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益委員の定数を各七人から各八人に改め、その機能を十分に發揮させようとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由とその内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林虎雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後刻行ないます。

○委員長(林虎雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。横山フク君が委員を辞任され、その補欠として

山本敬二郎君が選任されました。

○委員長(林虎雄君) 次に、労働組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院社会労働委員長代理理事伊東正義君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員伊東正義君。

○衆議院議員(伊東正義君) ただいま議題となりました労働組合法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

中央労働委員会の委員の定数は、現行の労働組合法上、使用者委員、労働者委員及び公益委員それぞれ七人と定められておりますが、最近、係属事件は増加の傾向にあり、特に不当労働行為事件については、事案がふくそうし、その処理も著しく遅滞し、ために、労使双方に多大の不便を与えつつある実情にあります。

本法律案におきましては、このように現状にかんがみ、中央労働委員会の使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び公益委員の定数を各七人から各八人に改め、その機能を十分に發揮させようとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由とその内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林虎雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(林虎雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。——別に御意見もなければ討論は終局したもとのと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。——別に御意見もなければ討論は終局したもとのと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

○委員長(林虎雄君) 全会一致をもつて原案どおり可決すべし。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○政府委員(石黒拓爾君) 中労委におきまする不當労働行為の扱い件数は、これは昭和三十年代までは百件未満でございまして、たとえば三十三年、三十四年は五十一件、五十五件といふよう

ものでしたが、それがややふえまして、三十九年に八十七件になりました。四十年以降は百件をこえまして、年々ふえまして、四十年が百三十四件、四十五年には百八十三件ということで、十年前に比べますと数倍の量に相なっております。

○小柳勇君 この増員によりまして、一件に対する扱いの期間などがどのくらい短縮されますか、お伺いいたします。

のお話におきましても、なかなか解決しそうもないのですが、民間単産、特に私鉄の賃上げの紛争は、いつも解決されるような見通しですか。

○政府委員(石黒拓爾君) これは当事者双方のおりますことで、しかも今年は非常にむずかしい春闇でございますので、見通しを申し上げるのは非常にむずかしいわけでございますが、私どもおいたしましては、できれば明日のストライキ突入以前にも解決できるよう、中労委に大いに努力をお願いしたいと思っております。しかし明日できない場合には十八日に第二波をかまえているようございます。この際にはぜひとも何とか解決できるよう、中労委でもあらん限りの努力をされることを切に期待している次第でございます。

○小柳勇君 民鉄部長見えておりますから、ただいま申し上げたのと同じ質問でありますけれども、車——いわゆる運送業というものは、その持つてある車でもって最大限にお客さんを運んで収入を上げるわけです。そうして節約しながら経費を

払つていくわけですから、世間の好不況といふもの非常に大きくなつて影響されないのでないかと思

う。今年のもちろん春には不景気の影がありましたが、予算委員会時代には、特に不景気を宣伝しな

がら——私はそのときも質問いたしましたが、賃

上げを抑制するための不況宣伝ではないかと言つた。そういうこともいままだ心配しております

が、運賃側として、現在の私鉄の賃金に対する労使紛争をどのように把握しておられますか。

○説明員(須賀貞之助君) お答えいたします。先

生のお話のありましたように、私鉄全体につきまして好不況という問題はありませんのでない

かと、こういうお話をございますが、御承知のよ

うに、地方におきましては非常に道路の改善ある

いはモータリゼーションといったような関係で、中小私鉄は非常に経営が不振になつておりますが、都会の鉄道におきましても、その輸送人員の

伸びといったものにつきましては、従来から微々たるものでございまして、お話をありましたように、減つてあるような大手私鉄の中には会社もありますが、その他の比べましても、いろいろ差はあるわけでございますが、毎年の人員の伸びといつたものも四%程度のものであることをございまして、ただ、前からいろいろ問題になつております輸送力増強工事といったようなもの進めて、第三次の輸送力増強工事をしているわけでございますが、これの資本費といったものが非常に高くかかるということ、各私鉄それぞれが非常に苦しんでおると、こういう状況で経営に非常に苦しんでおると、こういふ報告があるわけでございます。われわれといたしましても、経営側あるいは労働者側からいろいろな報告があるわけでございますが、ストに對して特別なことを特に申し上げるといったことは介入することになるので差し控え、いろいろ情勢を把握しておるという段階であります。

○小柳勇君 今晩の零時から二十四時間ストライキを宣言しておりますが、労働組合は好んでストライキをやるわけではないわけですね。もうせつ

ば詰まつてやるわけではありませんが、国民の足を守るためにストライキ回避あるいはその他の代用機

関を利用してするなど、運輸省としてとつておられる措置について御説明願いたいと思います。

○説明員(須賀貞之助君) ただいま申し上げまし

たようにストライキ回避あるいはその他の代用機

関を利用してするなど、運輸省としてとつておられる

措置について御説明願いたいと思います。

○説明員(須賀貞之助君) お答えいたします。先

生のお話のありましたように、私鉄全体につき

まして好不況といふ問題はありませんのでない

かと、こういうお話をございますが、御承知のよ

うに、地方におきましては非常に道路の改善ある

いはモータリゼーションといったような関係で、

中小私鉄は非常に経営が不振になつておりますが、都會の鉄道におきましても、その輸送人員の

輸送力の確保、あるいは客扱い業務等につきまし

ますので、政府といつましても、総理府のほう

といつましても、関係陸運局長に通達をもつ

て、ストを行なわないほかの鉄道あるいはバスの

学校等に時差通勤通学といったものについての措

置を要望しておるわけでございます。また運輸省

といつましても、春闇がおくれる

から、時差通勤通学懇談会におきまして、産業界

といつましても、関係陸運局長に

の利子を払うために赤字だそこでいま合理化——真鍋理事が言われたように、合理化をしなければ、赤字ですから何とももう賃金の言いようがないから無回答ですという話ですね。ところが労働者の立場になりますといふと、去年もおととしも、その前の年も毎年同じように一生懸命フル運転しているではないか、そしていわゆる公企体職員として、電通や事務やその他の職員と同じように戦われても公企体職員として最善の努力をして国家に尽くしておるではないかという気持ちがあるわけです。だから、長い間の借金があるために合理化に応じなければ賃金引き上げできないといふてんびんにかけて、たとえば一万数千名首切りを承認するならばこっちにひとつ幾らか賃金上げましようというような団体交渉のあり方はおかしいのではないかと、私はそう思うのです。でないと、これが年間一年一年の収入が幾ら動いても、收支が赤字になつて、それは赤字が累積するなら別ですけれども、一年一年を区切つてみますと黒字であつて、長い間の借金の利子払いが赤字になっておるというような特異な現象も見なければならぬと思うのです。しかも動きぐあいも、去年よりもことしは人数が少なくて、しかも合理化に応じながら働いておるわけですから、私のほうから客観的に見れば、いま他の二公社五現業は有難回答があつたのに、国鉄だけ無回答ということはどうもふに落ちないわけですが、運輸省としては、どのように把握しておられますか。

ことでも見のがせない次第でございます。で、昨年八百五十億繰り入れができたわけでございますが、本年度の予算におきましては、予算上も資本勘定へは全然繰り入れができない、へたをいたしまして、償却前の赤字を招くという、きわめて異常な危機に面しているわけでございます。これを今後再建いたしていきますために、いわゆる十カ年の再建計画をつくつてきているわけでございましたが、やはりいわゆるいま申しましたいろいろの国鉄財政の悪化に対します手当は十分いたさなければなりません。私たちいたしましても、二十数年ぶりに政府出資ということをいたしましたが、あるいは金利のいわゆる六・五%までの補助を五・五%までの補助に引き上げるとか、あるいは財政投融資の額をふやすとか、いろいろ政府といつてしましても手を打っているわけでございますが、同時にやはり国鉄の合理化、近代化といふとともにきわめて重要な問題でございまして、たゞいま国鉄の真鍋理事から申し上げましたように、現在その問題についての見通しを見て、さらに段階を進めていきたいという国鉄の意向でございますから、私たちは、ただいまのところ、国鉄の労使双方の自主的な交渉を見守っているという立場でございます。

の職員であるから差をつくるべきでないと、そろそろいうことを委員会で発言しておられます、私の質問に。真鍋理事は、国鉄は調停委員会へ行って、私のほうは全然これは資金出せません、引き上げありませんと、こういうことはとてももう公私委の調停も成立しないと思うんですねけれども、どういうようなことで問題を解決しようと思つておられるのですか。

○説明員(真鍋洋君) 国鉄の財政再建につきましての施策はいろいろあると思います。しかし労使の企業努力といたしましては、やはり近代化、合理化をやりまして、だんだんと圧力が強くなつてまいります人件費についての努力をするということは絶対に前提条件として必要であるあるいはこの体質改善の中で、近代化計画というものはやはり財政再建の大きい要素であるということを考えておるわけでございます。そういう中でございまますので、四十六年度以降長期展望に立つて国鉄の財政再建がどのように可能かということが、現在提案しておりますとのとの関連で一番大きい要素になるということを先ほど申し上げたわけでございます。この前提条件、つまり四十六年度以降の提案しております近代化、合理化計画が消化できるという見通しに立ちました場合には、これは昨年も同じことでございましたけれども、やはり二公社五現業との均衡といふものをわれわれは考えざるを得ないというふうに考えておる次第でございます。

○小柳勇君 これは大臣の先般の発言でこういうのがあります。今日までの努力を積み上げ昨年同様の取り扱いをしたい、まあこれは労働大臣としては一生懸命努力されておると思いますけれども、もちろん近代化に対応するための諸施策の改善についてははだれも反対しないと思うんですね。経営上労働者の賃金を捻出するために、無理ないわゆる合理化政策というようなものと引きかえに段階でも解決しえうとしても、これは公労委の経営上労働者の賃金を捻出するために、無理ないわゆる合理化政策といふようなものと引きかえに思われるならば近代化政策にマッチする合理化政策

（註）此處之「新舊」二字，實指新舊兩種之官員，非指新舊兩種之官員。

は、これはもう氣長に労使が納得のいく線で話し合っていく。この賃金問題についてはやつぱり早く解決しませんと、私鉄は明日ストライキ、これに国鉄が一緒になりまして汽車や電車がとまつてしまりますと、國民はたいへんなことになります。特にさつき労政局長は十八日から二十日とおっしゃっております。新聞もそう書いておりますけれども、そういう日にちを予想してやるよりも、もっと私は公労委が積極的に動いてもらつて、民間私鉄の賃金が出なくともいいじゃないですか、大臣がおっしゃるように、昨年並みと、昨年同様のというようなニュアンスもあるんですから、そういうものが一つの線が出来ますと、私鉄だって早く解決するのです。私鉄も、国鉄あるいは公企体も、両方がにらみ合つて解決をずらしておるような気がしてならないのであります。公労委は公労委独自に問題の早期解決のために努力をしてもらわなければならぬと思うんですが、この点について大臣からひとつ決意を聞いておきたく思う。

○吉田忠三郎君 国鉄の関係者に質問しますが、国鉄の場合、いまの答弁では財政再建上云々と、こう答えられておる。そこで、財政再建の本質の議論をしようと思いませんか。公共負担、一体国鉄はどの程度やつておるか、これは市町村納付金も含めて。それから国鉄の最大の赤字の原因は、御承知のように、政府の中期経済計画の中にござりますように、輸送量の増強、それに伴う建設ですね、この建設経費がどのくらいか。われわれが調査をしてみますと、公共負担、それから長期の建設経費、当然これは国の計画に基づいてやつておるわけですから、その建設経費は国家的な資本の投資をしなければならぬ。それが全部債務却勘定、これは赤字でしよう。営業勘定、黒字でしょう。いま小柳委員が言ったように、営業勘定で黒字になるということは、その働いているのは

六

だれかというと職員、労働組合の諸君でしょう。それが全体の勘定で赤字になるからといって有難い回答しない、賃上げができないと。一方、物価はどんどんとめどもなく上がっちゃう。これで一體労働者の生活、あなた方守れると思いますか。ですからこの点は市町村の納付金、それからその他

に起こってはならぬ、起こらしめてはならないといふように考えますので、一日も早くその辺を考えて、公労委のほうで適切な御見解をお示しいただく、それには両者ともそれに服するという態度が望ましいことに考えております。ただいまのところ、どうも労働省がそのいづれに対しまして

農産物の割引あるいは刊行物の割引、あるいはその他の学割、通勤割引等々含めて、当然政府が負担すべきものを国鉄が公共負担としてこれをどのくらいしているか。これと、それから資産勘定に基づく建設盈虧、こういったものを明瞭かにしてく

そこで、私は、先ほど来小柳さんからの御質問がございましたが、いろんな公企体等は、それぞれみな違った条件でございますものの、やはりひとしく国家、公共の企業に従事しておる労働者であるという点で、企業の内容がいかにであろうと

も、明確な回答をするとか、それに対して特別な段階文をつけるということは非常にむずかしい段階でございますので、いつにかかつて公労委の調停停止におまかせしてやつてもらいたいということを要望する次第でございます。

れども、いま大臣のおっしゃったやむを得ないと
いうことは、その実力行使もあるいはやむを得ない
い面もあるだらうという意味でございましょう
ね。

單にトータルで赤字になりますから労働者の賃金を上げることはできない、こんなことで一体納得できませんか。できないでしよう、真鍋さん。こういう点を明らかにして、そうして当然政府が負担をしなければならない経費について、一体、国鉄当局、総務以下、どういう手立てをしたかというふうなことを明らかにしてください。

も、賃金という問題につきましてはやはりあまり大きな差があつてはならないということは、前々から考えておつたわけでございます。したがつて、そういう面では、賃金に大きな差等等があるべきはずのものではなかろうというふうに考えておるわけですが、同時に、公企体のいろんな経営内容等もあることでござりますから、なかなか当局側の回答が出しづらい事情もよくわかります。しかし、これはやはり公労委といふ機関が

○小柳勇君 大臣、通信委員会のほうの約束がありますから、最後に一問いたします。

○小柳勇君 これはたいへんな問題でありますて、いまからそういうことで、法に照らして適切な措置をとるのもやむを得ないことであろうかという意味でございます。

設経費、市町村納付金は、現在の額を申し上げますと、公共負担は五百二十億、長期建設経費が三千五百億、市町村納付金百二十億でございます。これらの経費につきましては、国鉄としまして

ござりますので、結局は公労委の調停におまかせして、適切妥当な見解をお示しをいたいで、それに当局もあるいは労働組合側も、その公労委の裁定に対し承認をするという形が最終的な態度

すから。言うならば、政府もあるいは公労委も、労使双方も努力をして、実力行使などしないで解決するのが一番いいことですね、最も良の方法です。したがって、解決しましたあと、また報復措

がありますから、努力していただきまして、そして報復措置などありませんように、ひとつ労働大臣が最善の努力をして、各企業体に指導してもらいたい、こういう注文をつけているわけです。

は、予算編成当初からいろいろ政府関係方面に内容を御説明申し上げまして予算編成ができたという事情にあるわけでございますけれども、ただ、私たちもとしては、このようなものについての

者機関である公労委というものの任務、責任を通して、いろいろかと思います。そういう面で、やはり政府が直ちにこうした問題について介入することは好ましくない状況もございますので、やはり第三者としての立場で、いろいろお話をうながしておきたいと思います。

置で、実力行使やつたから処分するとかなんとか云ふことを年じゅう、十数年繰り返す、そういうことがあってはならぬと思います。したがつて、公労委もうんと活動してもららう。早く裁定を出せば、よき成にこなつて、つゝみよ

○国務大臣(野原正勝君) 報復措置と仰せられましたが、まあ報復というふうなことは考えてないと思います。あくまでもわれわれは両者の円満いですね。

施策といふものはもちろんお願いをするわけでござりますけれども、企業努力としましては、やはり国鉄の体質改善というものを片方で労使が一体となってやるということはやはり必要であり、そなへつて中でもらうるの危機が加つて国鉄の材

じまして、その方々の過切基準が見解をお示しいただく。それに向かつては、たとえそれが現在の財政事情から言えば容易でないといふ問題がございましょうとも、それはやはり公労委の裁定に依つて必要であるとするならば、当然必要な方策

か——あるいは規定になるかどうかわからずせんが、まだこれからでありますけれども、労使も団体交渉を煮詰めて、早く問題を解決して、そうしてその結果に対しても報復的な措置が絶対にありませんよう、労動大臣として各企業本を指導し

が理解によって解決を切望するわけでござります。したがつて、そういう努力に最善を尽くしますが、まあ違法行為でもござりますれば、やはり法の命ずるところによつて、やむを得ず最小限度の措置はとることもあり得るだらう。これはもうう

○國務大臣（野原正勝君）　国鉄の果たしておる役割りといふものはまことに重大でございまして、政再建が可能になると、うふうに考えておる次第でございまして、合理化、近代化計画というものを、のの中でやはり賃金引き上げというものを考えざるを得ないという考え方でございます。

上の措置は講じて支払われるべきものであるといふに考へておるわけでございまして、いずれにしましても、どうも國鉄がもしもストライキ等の事態になりますといふと、國の經濟の發展、あるいはあらゆる面から國民生活に与える影響はまことに甚大でござります。そういう事態が絶対

○國務大臣（野原正勝君）　お説のとおりでござりますが、しかし、公企体等は、スト等の違法行為、そういうものはできないたてまえでござりますので、そういう事態が起こらないことがあくまでも、これで私のこの春闘に対する質問は終わります。

○吉田忠三郎君　国鉄の常務理事に伺いますが、いまざとと公共負担分と市町村の納付金を別にして、四十六年度で資本繰り入れは幾らやっていましたか。これが一つ。それから営業勘定取支の状態などとのないよう切望してやまない次第でござります。

ですね、これはどの程度にことしなって、いますか。それと、国鉄の財政が悪化しておるのは、大体昭和三十九年ころからだと思うのですが、傾向を見ると、その後、さうぱり政府のほうは手を打つてない。ために年々歳々債務負担行為、つまり借金政策をやつておる。こういうことですか。それと金利がどうなっているか。この点を教えていただきたいと思うのです。

○説明員(真鍋洋君) こまかい数字、現在持つておりますんで、後ほど提出いたしますが、四十六年度の予算で損益勘定から資本勘定への繰り入れはございません。御承知のように、約三百億の長期負債をもつて損益勘定のつじつまを合わせておるというような状況になつております。

○吉田忠三郎君 ちょっと聞こえないのですがね。

○説明員(真鍋洋君) 損益勘定から資本勘定への繰り入れはございません。先ほど国鉄部長から申し上げましたとおりでございます。それで、損益勘定のつじつまは、長期負債でつじつまを合わせておるというような事情で、償却前赤字を解消しておるというような予算になつておるわけでございます。そういうわけで、収入も一兆一千億の収入目標を持つておるわけでござりますけれども、見通しも、貨物の収入がいまのところたいへん落ち込んでおります。これもたいへん収入の目標達成が困難かという状況にあるわけでございます。

○吉田忠三郎君 あなた、ぼくが聞いているボイントを答えていない。ベースアップをやるまいとしているから、あなたのほうの都合のいいことばかり言つて、現状の收支の状態はよくない、貨物収入も伸びていない、こう言つているのですが、そんなことを聞いているのじゃないのですよ。四十六年度でいわゆる資本勘定に幾ら繰り入れをやつたか、これはない、長期負債でつじつまを合はれていたといふこと、それはいいです。これは営業収支の関係はどうかということを聞いている

のです。それから三十九年以降の政府からの借入金額、これは年々増加してきていますから、そのトータルが一体何兆何千億になつてゐるのか、金利の状態はどうなつてゐるのか、これを聞いておるのです。

○説明員(真鍋洋君) 長期負債等のこまかい数字、現在持つておりますので、後ほど提出いたします。

○吉田忠三郎君 常務理事、後ほどといつても、委員会はそんなにしょっちゅうあるわけじゃないのです。少なくともあなた、経営を担当している常務理事ですから、ラウンドナンバーは別として、その程度は頭に入つておるのじゃないですか。理事会にしょっちゅう出でているのですから。ぼくはラウンドナンバーを聞こうとしている。大体どうですか、いままで一兆六千億強ぐらいの借入金になつておるのじゃないですか。それくらいのことはわかっているでしょう、常務理事なんだからね。それから営業収益だつて、四十六年の予算を要求するときに、そういうものが頭に入らなければ、当然予算編成できないだろうし、予算要求もできないだろうし、それからさつきあなた答えた、一兆数千億の収支の見込みを立てていますが、その見込みを立てるには、当然前年度の収支の状態というものを見なければいかぬわけです。それをあなた、こまかい資料ありませんからここで答えられない、あとだというのは、ちょっとと納得できませんね、私は。大まかでけつこうなんです。これは政府の財投にしたつて、ちゃんと利子はきまつておるのです。これは春闇でやつておるのですから、そこがポイントですから。

そうしますと、どうもその辺だつて、ぼくは本来は納得しませんけれども、もう十二時ですから資料を求めるわけですがね、公共負担の五百二十億、それから市町村納付金の百二十五億、これでざつと七百億ぐらいになりますよ、目の子勘定ですね。かりに去年のベ・アを例にとって、ベ・アの資金、どれくらいになりますか。

○説明員(真鍋洋君) 昨年度約七百億でございました。

○吉田忠三郎君 そうすると、これは常務理事、この公共負担、工事経費はちょっとよそへ置きましたが、この市町村納付金、これだけ政府から求めたらベ・アをする金が出てくるじゃないですか。そんなものわからんで、労働者のほうに賃金上げませんといつたつて、はいですかといつて済みますか。

まあんから労働者のほうには賃上げができる

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

にしておるわけであります。

○吉田忠三郎君 常務、あなたは、努力をしてい
る、そういうふうに政府にお願いをしていくと、
こういう答弁ですかね。少なくとも小柳委員が申
されたように、営業勘定で黒字なんですよ、いい
ですか。そんなことは四十数万のあなたの職員全
部が知っています。自分たちが一生懸命働いて、
夜ほとんど徹夜で働いているのです。それで振動
災害が起きる。そういう状況下に働いて営業収益
が黒字なんです。それが先ほど来いってるように
に、資本勘定、賞却勘定でトータルすると赤字に
なる、これで職員が一体理解するかどうか。それ
をあなた方当然努力をしなければならぬ。当然政
府が持たなければならぬ七百億というものをそ
のままでしておいて、ベ・アはできません、その金
ありません、こういうことでは、いまの社会通念
で通りませんよ、通らない。そこであなた方、こ
れ以上私はものと言うつもりありませんが、むし
ろ積極的にこういう問題を明らかにして、公労委
の場でもあなた方やはり積極的にそういう努力を
すべきでないでしょうか、そういう努力を。

それからもう一つは、公労委でこれはおそらく
仲裁裁定になるでしょう、例年から見ますと、そ
の場合やはりどうですか、あなた方実行せざるを
得ないのでしょう、その点はどうですか。

○説明員(真鍋洋君) 賃金につきましての解決、
労使で解決いたしませんと調停という段階が從来
ともとられております。調停段階で決着がつきま
せんと仲裁が成立されているという経緯が毎年の
経緯でございます。仲裁につきましては、私ども
も仲裁を守るという義務をもつております。それ
につきましては履行をいたしたいというふうに考
えておるわけです。

○吉田忠三郎君 これで終わりますが、あなたは
経営の直接の責任者でありませんから、次の委員
会に私は最高責任者の磯崎総裁において願いまし
てやりますが、当面の労働担当の重役というの
あなたですから、常務理事ですから、公労委につ
いても非常に関係があるわけです。ですからいま

までの質疑応答、こういう状況を十分かみしめて

公労委で努力し、最悪の事態を回避するように、
積極的にあなた方は——私は、担当の常務として
もういう責任あると思うのですが、その点どう
ですか。そのお答え方によつて私は質問を終わり
ます。

○説明員(真鍋洋君) 公労委の場面といいますよ
りも、私どもは、やはり労使間でできるだけ労使
間の紛争は処理をしたいというふうに考えるわけ
でございます。もし労使間での解決ができません
場合には、公労委の調停という先ほどの意向にな
ると思いますので、できるだけ円満に解決するよ
うに努力していきたいと思います。

○小柳勇君 春闘の問題終わりまして、労災の問
題に入ります。

労災の問題は二つです。一つは先般質問をいた
しました三菱化成黒崎工場のベンジンの公
害について調査を依頼しておきましたので、その
調査の結果について御報告願います。

○政府委員(岡部實夫君) 御質問の点でございま
すが、三菱化成黒崎工場におきますベンジンに
よる膀胱腫瘍等のガン病の発生状況についてで
ござりますけれども、それにつきまして調査した
結果は、基準法施行以来二十一年からこの四十
六年の四月二十三日までの状況でござりますと、
全体で六十一名が何らかの形で労災補償の支給認
定を受けております。そのうちで死亡された方が
七名、治療中が五人、四十九人の方は治療をされ
ておる。これは先ほど申しました四十六年四月二
十三日までの累計でございます。現在労災補償請
求の提出があつて調査中のものが三件でござい
ます。一応今日までの状態は、なお四十六年五
月現在で、現在そういう物質のベンジンの製造
または取り扱いに携わっている労働者、現在就業
中の者が三十八名、それから現在就業していない
者二百八十九名、これは過去にそういう就業した
者また退職者は四十四人、三百七十一人という
ことになつております。その中で、今までから
の通算の実績の状況、それが労災補償の角度から

把握いたしましたものは先ほど申し上げましたよ
うな数字になつております。

○小柳勇君 ベンジンとベータ・ナフチルアミ
ンといふこの公害は、この黒崎工場だけではなく
て全国的にあるわけですね。他の地域で現在もな
お患者が発生しておるのかどうか。過去にこの工
場の設備の都合で発生した、そのあと設備欠陥が
あって発生しておるのか、現在なお工場がなまの
まま運転しているのかどうか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のように、ベー
タ・ナフチルアミンによる今までの疾病的状況
は、先ほど申しました基準法が施行されましてか
ら今日までの間、全体で事業場といたしましては
十五事業場がございます。そのうちで、そこに労
働しているあるいは働いておつた労働者で、この関
係の疾病によりまして労災の補償を受けましたのが
百三十九名、そのうち十九名が死亡されたと
いうことの数字になつております。

なお、最近の数字では、四十五年には全体で補
償を受けおられる方が八名ということになつて
おります。いまのは百三十九名のうちの内訳の中
の最近の数字でございます。

なお、ベンジンを製造しておりますのは、い
までは先ほど申しましたようにベンジン、
ベータ・ナフチルアミン、十五社が製造いたして
おりましたが、目下のところは四社、四工場と
いうことになつております。ほかの工場では製
造をやめておるよう聞いております。

○小柳勇君 ここに私が取り上げましたのは、地
元の問題でありますと同時に、地元の新聞で騒
がれましたものですから、その中で「三菱化成職
業ほうこうガソをなくす会」を結成して告発をし
たのであります。それは現在病気である人があ
るのに、これは原因が違うという判断をされたと
おられます。

○説明員(山本秀夫君) できるだけ早くいたした
い。これは実は昨年からの懸案でございますか
ら、できるだけ早くいたしたい、こう思つており
ます。

○小柳勇君 これは地元で騒ぐ前に、労働省では
それはわかつておつたことですか。

○説明員(山本秀夫君) この間の新聞の前に請求
が出ているものがございます。それは二件でござ
います。

備などを改善しておることは問題にいたしませ
ん。そういう点いかがでしょうか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のように、非常
に毒性の強いもので危険でございますので、その
製造はすべて密閉方式によるということで、すで
にほとんど工場の製造過程はそういうことになつ
ております。ただいま御指摘の三菱化成におき
ましては、目下三名の方が労災補償の適用に関し
まして問題になつておりますので調査をいたして
おります。したがいまして、その調査結果により
ます。ただいま御指摘の三菱化成におけるものと
いう因果関係がはつきりいたしますれば当然補償
をいたす、こういうことになつております。

○小柳勇君 少しこまこまございますけれども、
調査の方法について御説明を願います。実はわれ
われがやろうと思つたけれども、なかなかで
きないわけであります。いろいろな関係もありま
すし、いまの調査方法について御説明を願いま
す。

○小柳勇君 何月ごろですか

○説明員(山本秀夫君) いざれも四月に請求が地元に出ております。

○小柳勇君 新聞で騒がれましたのは四月の二十八日ですから、新聞に出る前に調査にかかったのですけれども、会社側もその他の組織もなかなか調査できない。したがって、遂にこれは新聞ざなになつたわけでありますから、早急に結論を出してもらつて、この当事者に安心させると同時に、ほかのほうの全国的なまた発生するかわかりませぬような潜伏的な人もいるでしようから、ひとつそういう判例としても早急に結論を出していただけないか、と思います。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のとおりでござ
いまして、ただいま衛生課長申し上げましたように、関係の医師の判断が若干食い違つてゐるようでございます。ただ、この問題についての関係
のある方は、かつてその認定をされた方でもござ
います。いわば再発というようなことでもあります
ので、できるだけ事態を、不安を除くようにな
きたいと思ひます。

○小柳勇君　お願ひいたします。経過がわから次
第に私のほうへ御連絡願います。

次の問題は、建設現場の労働災害を防止するた
めに質問いたしますが、最近、生産現場の労働災
害は減少しておりますけれども、建設現場の労働災
害の発生が非常に多いが、その原因はどこにお
るとお考えか、またその対策についてどのように
お答えをおうか。

○政府委員(岡部實夫君) 建設現場におきまする災害につきましては、御指摘のように、一時減少傾向にございまして、最近は発生件数は徐々に減っておりますけれども、強度率と申しますか、災害の中身を見ますと、必ずしも改善のあとがなさい。その原因は、一つは非常に機械化が大幅に取り入れられている新しい工法の採用などがございまして、一面において非常に作業の合理化、機械化が進むこともございますが、その反面、その完全性の点検と申しますか、その新工法あるいは新

技術、機械を採用するに当たつての安全性の確認が必ずしも十分に行なわれない、ということが多い。第二は、建設工事が一般に屋外といふ場で行なわれます。そのためにはその自然の地形と、あるいは天候などによる影響が一般的の屋内作業に比べてやはり相当反映する。それから第三は、いろいろな現場におきましても、作業がいろいろ分散しております。また、そこに下請が入り混じっているというようなことで、なかなかその作業内容が均一化されてないというようなことのためには、安全管理の面で非常にむずかしい点がある。そわから労働がこの作業の有機的な事業でござりますために、長期的にある固定した労働者が就労するということがございませんために、安全教育その他の点で必ずしも製造業等のようなもののようでは恒常的に行なわれない。そういうたくなれ、あるいは教育が不完全というようなことのために発生しておるというふうに考えております。

官等がその技術に十分習熟しているとは申せない面もあるらうかと思います。私どもは、建設業で年間八日以上の負傷を伴う災害約三十七万件のうちの十万余件ぐらいでございますが、それらについては、特に重点災害職種ということにいたしまして、特に死者を伴うものについては特別の調査をして、特に死者を伴うものについても問題のあるやつについてはできるだけこの調査をいたしまして、各件数ごと必ずやっております。そのほか、いろいろ問題を残すものについて調査をすべてやるわけにもまいりませんが、そのほか問題のあるやつについてはできるだけこの調査をいたしまして、その原因を究明し、その報告を受けてそれに対応すると、したがいまして、それに応じた必要な技術修習等については、監督官研修を通じてできただけその面を教育してまいる、こういうことですが、やっておりますが、なお今後ともそういう方面に努力をして進めてまいりたいと、こう思つております。

管理体制をつくらせる。たとえば安全のためのそういう元請、下請を一貫した体制をつくらせる、したがいまして、それに応じて監督のほうも總会監督ということをいたしまして、必ずその現場を監督すると同時に、その元請まであわせて監督をするという体制をとりまして、少なくとも下請でやらしている現場の安全管理状態についてもしないろいろ問題がありますならば、それを監督の結果では、その責任である元請に必ず監督の際にあわせて責任者を呼んではつきりさせまして、その改善等については元請の責任も両方とらせまして指導監督する、こういうことにいたしております。

○小柳勇君 安全衛生規則の改正の問題ですけれども、たとえばブルドーザーを盛んにいま土地造成などで使っておりますけれども、道路上で運転をするには免許が必要なけれども、ブルドーザーを使おうだけなら免許は要らないということになります。二つの点についていま検討を加えておますが、そんなふうで、この機械の進歩に伴う安全衛生規則の改正などについては十分になつていていると判断しておられますか。

○政府委員(岡部寅夫君) 安全衛生規則につきましては、御指摘のように、必ずしも十分でない点がございます。そこで、いまの問題に関連いたしましては、二つの点についていま検討を加えておきます。一つは、この安全衛生のいろいろな防止策を立てるにあたって、まず機械あるいは設備そのものの安全性というものを確保していく必要がある。そのためには単に使う人の場合じゃなくて、製造の段階まで加えてやつていかなければならぬ。ボイラー等については、十分製造段階まではつきり構造規格をいたしておりまして、規則で構造段階までいっておりますが、新しいいろいろな機械につきまして、今後問題のあるようなものについても構造段階まで安全衛生規則で入り込んでいくということをすべきだらうというので、どういうものを取り上げていくか、その点について

態をやつしていくか。これについていまのような状態でいいのかどうかというようなこともございませんので、その点をもう一つこの検討にあたって進めてまいりたい。

そこで安全衛生規則全体につきましては、先般、実は中央労働基準審議会に改正について諸問をいたしましたが、これはもっぱら衛生管理の面につきまして、有害物質のこの前の点検をやりましたその結果に基づいての有害物質の規制、これを強化するということをねらいとした改正、これは間もなく改正をいたします。それに追つけてましていま御指摘の点について、これはかねてから基準法研究会でいろいろ部会を通じまして研究をしております。その成果も見まして、引き続き今度は安全の面の改正のための検討をして、その検討の結果、できるだけ早くいまのような点を織り込んだ改正をしていきたい、このように考えております。

○小柳勇君 それから労働者の労働の実態ですね、もう休みも与えないので空貫工事をやるというような労働の実態に対し、特に調査をするようなことはありますか。

○政府委員(岡部實夫君) 建設におきましては、御指摘のその工期をできるだけ短くするといふことがその事業施工者の側からは非常に大きな要請になっておるようございます。ために、いまおっしゃいましたように、労働が過密になつていくという傾向がある。そこで、私どもは、災害が起きる、あるいは監督のときいろいろ違反その他があるようなものにつきましては、これを発注者のほうにいろいろ通報いたしまして、それででききただけそういう適正な建設事業の運営、特に労働面にいろいろ問題のある建設業者については、発注の場合にその点を十分考慮するよう、特に公共事業の実施等につきましては、建設省その他のところを通報いたしまして、発注の際に考慮をしていくこととの措置もあわせてやっておりま

いろいろなやり方について相当程度こまかいことを災害防止計画の実施計画の一つとして重点業種については規定をして、それを業界に指示して、自主監督をしながら、それを今度は監督官が監督すると、こういう体制です。特に元請、下請の關係については、先ほど申しましたように、監督の面では現場だけにしないで、現場でいろいろ問題がある場合には、直ちにその現場についてのあるいは下請に出しているその元請に必ず当たるというのを勧めましたようにしておりまして、最近は、そういうことでその面の成果は監督の実施の面でも相当出てまいっていると思っております。なお十分でない点はございますが、それらについては、いま申しましたような業界に対する指示をもつとはつきりさせ、さらに建設業の災防協会等もございますので、これらの活動をさらに強化するようにして、監督の足らざるところはそ

主を崇む全毒舌にまことに手のとれた者には金を贈る

小柳勇君　　その契約の実態が何か現場ではなかなかあいまいではないかと思うんです。元請のほうが一切その労災の保険に入っているものと、請、孫請がいわゆる事業主になりますて、そなたと雇用関係がある者とありますね。その関係で、内に死亡をいたしましても補償がほしいぶん違つてゐるんですが、おたくのほうの方針、将来どうしようかとされるか、方針を聞いておきたいと思います。

じでと場のしていき しそにけすりこ まで

○説明員(中西正雄君)　ただいまお話をございま
すが、昨年の十二月に鹿沼市
の関西ペイント社宅工事現場と、本年三月の馬場
先門の帝劇隣の東京会館建設現場で発生した死亡
事故、この事故の概要と事故原因、責任の所在、
それから事故再発防止のために行なった施策につ
いて説明を求めます。

関西ペイントの鹿沼社宅の新築工事におけるこ
れはクレーン災害でございますが、昨年の十二月
八日の朝でございます。関西ペイント鹿沼社宅新
築工事現場におきまして発生したものでございま
すが、竹中工務店の従業員である運転手が、移動
式クレーンを使いまして、たまたまトラックで運
び込まれてきましたコンクリート製の組み立て材
を収納場所につりおろし作業中に、つり荷が地上

2000-2001
U.S. Department of Education

約四メートルくらいのところで突然急に下がりまして、その下で働いておりました被害者の頭に当たって死亡した事故でございます。

この事故の原因是、いろいろ検討しました結果によりますと、どうもクレーンのつり上げ機構の部品に欠陥があったのではないかという疑いが強くなります。

この対策でございますが、一つは、この移動式クレーンの災害につきましては、実はこのほかにも全国的に見ますと、最近増加の傾向にござりますので、来たる五月の二十日に全国の移動式クレーンメーカーを東京に集めまして、そして必要な指導をいたすことにしております。

それからもう一つは、ただいまの事故の原因は一応つり上げ機構の部品に欠陥があつたというふうに考えられますので、そういうことのないように、そういう面にまでできれば規制を及ぼしたいということで、構造規格の改正について現在検討しております。

に労働災害を正当に見ているんじゃないかと思うんです。しかも、その正当に見たその意見が、やっぱり正しく労働災害の補償に生きてこなきやならぬと思うわけですね。その労働省の監督官といふものは、事業主に加担してもならぬし、もちろん過度に労働者を守つてもならぬでしょう。しかし、いま裁判で争っているのは、その監督官の意見は、その死亡した原因が事業主のミスにあって、もしそれが出るならば裁判も有利になつて、なくなつた労働者が非常に有利に労働災害補償をされ、にもかかわらずその意見書が取れないということで、もう三問題になつて、弁護士会でも問題になつてゐるわけですよ。

そこで、わかり切つたことですけれども、労働災害を補償するという、その立場から労働省の監督官は労働者を正当に守る立場でものごとを見て

いると思うが、いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 監督官は、基準法の条項に照らしまして、それの違反があります場合に、それを法に照らして是正してまいるという基本的な任務についておるわけです。ただ災害その他の場合にこの監督官の直接の任務は、それが法に照らして使用者の責任にあるいは労働者の責任にあるのか、そいつたところを基準法並びに労災補償法等の条項に照らして、その事案に伴う責任関係を明確にしていくということにあるわけでございまして、一般の民事等の事件に関しまして直接監督官がこれについて判定を下す立場にはございません。ただ御指摘のように、その係争事件の処理の過程におきまして、監督官の見たその事件についての事実関係については、これは当然明確にすることが訴訟の、あるいはそういう事件の処理の円滑な解決に資するといふことで、その点については間違いない。ただ監督官の、まあいわば正式な措置あるいは公の機関としての意見になつておらない個人的な意見等が復命書にされるようなことがございますので、そういう面については、それを出すことが監督署の意見と取り違えられるということもござりますの

で、その辺についてはやはり区分をするほうが適当であろう。ただ個人的に監督署に行つて監督官に直接に話をされている聞くと、こういうような場において監督官がいろいろ自分の意見を個人的に言うとということについては、私ども、それまでいけないというようなことを言っておるわけではありませんが、オフィシャルな資料としてはございませんが、オフィシャルな資料として出します場合に、その部分については必ずしも適当でないという趣旨で公表を差し控えておるわけでございます。

○小柳勇君 その問題についても、私は少し違つた意見を持つておるわけですから、監督官が、もう署長に自分の意見を書いて原文を出す以上は、これは私の意見じやないと思ひますね、これは公の意見ですから。その公の意見が必要なんですが、事故が発生いたしました場合に原則として、先ほどの例にござりますように、それを管轄する所管の監督署の監督官が向いて調査いたしておる。いまのような要請があつて、それを受けてそれを参考人として呼ぶ場合もありますけれども、それは裁判所の心証をいろいろ変える。ほん

とうはその公の文書が重要な参考になるでしょう。これはしかし裁判で必要があれば出すとおつしやつたようありますし、また必要があれば退職した人も参考人に出ると労働省言つておられるようありますから、願わくば、なくなつた方がひつ救われるよう私は祈念をいたしましてこの問題に入つておきますが、その中で、いま建設業の代理人あるいは関係の労働組合が調査させてくださいと言えば、その監督官がそれを判断をして直ちに調査させる、そのようにとつてよろしいですね。

○政府委員(岡部實夫君) 私が、必要があればと申しましたのは、通常そういう場合にいろいろなケースがございましょう。たとえばその問題について、まあ労災補償ははつきりいたしておりますが、そのほかのいろいろな民事関係の問題について問題があると、それに関連して調査をしたいとおられますけれども、それは統計に出ないものが、その市民の事件に関連しての調査をするというよう

なたまえにはございませんので、私のほうは災害の調査、しかもそれが基準法なりあるいは安全衛生規則なりに照らしてどういう個所に問題があるかということの角度から調査をいたしますので、そういう点に関連していろいろ御要望がある

と思います。ただ監督官が調査するにあたって、一緒に調査するとか、こういうことの御指摘でございますれば、それは監督官あるいは監督署との関係でございませんので、たとえばこういう点が非常に疑問だから、その点調査にあたつてそこを調査してくれとか、こういうことであつたらば、その御要請は十分伺いながら、私ども監督調査するのでござりますから、その際にやはりただ一緒に調査してくれとか、こういうことになりますと、私どもの監督官は法律によりまして立ち入り検査権

といふ特別な権限を持って立ち入り検査いたしますので、一般の私企業に対しまして、一般の人があつたまえにはございませんので、私のほうは災害の調査、しかもそれが基準法なりあるいは安全衛生規則なりに照らしてどういう個所に問題があるかということの角度から調査をいたしますので、そういう点に関連していろいろ御要望があつたまえにはございませんので、その点は

ございまして、すべての問題について監督署が御要望に従つて調査をすると、こういうことはありますかと監督官の権限以外の問題であろうかと思

います。

○小柳勇君 よくわかりますよ。だから何も監督官と一緒に調査したいと言つておるんじやないであります。監督官の調査もそれはもちろん正当だと、また警察でもすぐ調査しますから。それでもなお

遺族が納得できぬ、それは監督官もその機械に精

ます。これが関係者から基準法違反の疑いがあるという申告がございました場合に、それに基づいて監督に当たるということをやつております。

いまの事故の発生に当たりましてでございますが、事故が発生いたしました場合に原則として、先ほどの例にござりますように、それを管轄する所管の監督署の監督官が向いて調査いたしておる。いまのような要請があつて、それを受けてそれを参考人として呼ぶ場合もありますけれども、それは監督署の監督官がそれを受けたかと言つて、原因が知りたいであります。あるいは遺族も遺族の代理人もとにかくそれどころじゃない、そのときには関係の労働組合があるでありますから、組合が、一体原因は何かということを直ちに調査をしたい、そのときに調査ができるようになります。この現場の監督官がおれば監督官にひとつ調査したいがいいか、よろしいと、そういう調査をしてもらいたい、こういうことです。

○政府委員(岡部實夫君) 私ども、基準法のたて

ままで、申告による監督とすることをやつており

通しているのかわからぬ場面がありましょ。警察官もその現場でしるうの方もありましょ。たとえばその関係労働組合の中にその機械に一番詳しい人がおるでしょ。だから遺族は、原因は何でしょかということを聞くでしょ。そういう場合に、監督官の調査の日安に遺族があるいは遺族の代理人、あるいは関係労働組合が別個の立場で調査するということは、それはたとえば監督官が、そこに立ち入っちゃいかぬと言えれば、入ることはできないんですね。あるいは警察官も何かのものを立ち入り禁止することもできますね。それだけでなく、発生しましたら調査できるようにな、たとえばさつきあなたは、事業主協会に現場のほうの指導強化などいろいろ訴えるとおっしゃつたから、いま私は法律改正を少し検討したいと思うけれども、そこまでのことをいまちょっと腹案がないですが、これは急ぎますから、できれば事業主協会などに書面を出して、あるいはあなたから電話でもいいから事故発生したから直ちに遺族あるいは遺族の代理人、あるいは関係労働組合のものが調べたいと言つたら、調査やらしてくれよと、そのくらいのことはできないだろうか、どうですか。

○政府委員(岡部實夫君) 詰めてまいりますと、どうもその調査の中身がほんとうに調査権限を持たなければできないような調査でござります場合には、これはやはりどうもいまのいろいろな法律関係からいって非常にむずかしいと思ひますが、ただ、御指摘のように、関係の遺族の方がその災害が発生した問題について十分な情報をお知りになりたいという気持ちも十分わかりますので、そういうことがいまの体制の中でできるだけ便宜がはかるものについてははかると、こういう趣旨のものでございますれば、私どももそういうことはよく指導をしてまいりたい。ただ正式に権限どうこうということについては、ちょっとこれは非常にこだわるようでございますが、監督官がなかなか入りますのもこれは権限に基づいて入るものでございますから、そういう御趣旨でござります

と、ちょっと法律的にいろいろ問題があるんじやないか。ただ、できるだけ差しつかえない範囲で便宜をはかるようにおまえのほうから話をしたらどうかと、こういう御趣旨でございますならば、私どもも、遺族の方が満足な情報を得られれば、それにこしたことはないと思いますし、その辺は指導の問題であろうかと思いますので、いまの御指摘の点は、私の申しましたように、ちょっとと回わりくどいんですけど、どうもちょっと法律的に問題があるよう思いますので、そういう趣旨で指導をしてまいりたいということにいたしたいと思ひます。

○小柳勇君 それは第一の例で申しますと、つり荷が落ちまして頭をぶち割つた。本人がなぜ逃げなかつたかという本人の過失あるいは機械をつけてたときのミスか、あるいは運転手、操作のミスか、そういうものは時間が経ちますと調査できなかつたかと、この前例でも、私が結果を言いますといふと、初め労災の補償のほかに見舞金五千万だったのが、ずっと調査をしていつて、結論は千三百三十万まで補償が出ている。これは調査の結果でしょ。それからあと東京会館のは、まだ一ヶ月ぐらい前の話だけれども、復元をして事故調査をやらしてくれぬかと言つたら——私が言つたのですよ。ところが、労働者のほうは、発生したのは三階と四階になつておりますが、今は四階から五階になつておりますから、もう時期が過ぎていますと、調査できないわけですよ。したがつて、その事故が発生したときにかけつけた遺族や遺族代理人は、当局の調査ももちろん妥当と思ひますが、みずからやって、専門家的にみずからやつて原因を突きとめたたいという方もあります。ですから、法改正ができるならば法改正も考へなければなりませんが、簡単にはできませんから、いま言われたように、基準局長が各現場の監督署などに指導し、かつ事業主協会などに、問題的に三、四点だけ伺つて答えを求めておきたいと思うのです。これは非常に労働省側から見れば、いやな質問だといふうに思うかもしれませんから、そういう意味じゃありませんから、誤解のないようにして明快な答弁をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) 中基審には災防部会といふ審議会を設置して、専門家並びに関係労働組合とともに対策を作成実施してもらいたいという要望がありますが、いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 中基審には災防部会といふ審議会を設置して、専門家並びに関係労働組合とともに対策を作成実施してもらいたいという要望がありますが、いかがですか。

私はもう少し勉強しますが、第二の問題は、基準審議会に建設労災対策のための特別部会、また新しく審議会を設置して、専門家並びに関係労働組合とともに対策を作成実施してもらいたいという要望がありますが、いかがですか。

○小柳勇君 それは組織上若干検討する面もありますから、これはまた別途おたくのほうの関係者と組合のほうの関係者が相談するように話を取りつけましたから、この問題は質問を省略いたします。

○小柳勇君 思いつきもありましたが、これは組織上の問題で、消防の審議会の建設部会に一名総評という大きな組合の代表を入れてくれぬかといふ要望がありました。これはまた別途おたくのほうの関係者と組合のほうの関係者が相談するように話を取りつけましたから、この問題は質問を省略いたします。

○小柳勇君 そのう三問質問要請しておりますが、あとの東京会館の問題は、現在の調査記録を委員会に出していただきたい。

以上で質問を終わります。

○政府委員(岡部實夫君) 承知いたしました。

○吉田忠三郎君 かなり時間を経過をしておりま

すことと、それから労災問題については小柳委員

から詳細に質疑が行なわれましたから、私は、端

的に三、四点だけ伺つて答えを求めておきたいと

思ひます。

○吉田忠三郎君 かなり時間をしておりま

すことと、それから労災問題については小柳委員

から詳細に質疑が行なわれましたから、私は、端

的に三、四点だけ伺

う、法律の問題じゃないのですよ、これは。あなたは法律上問題があるというような考え方をしておりますが、私どもの理解では、われわれの経験した勉強の範囲では法律の問題じゃない、これは法律的には監督官ですよね、権限を持つてゐるわけですから。ですから労働組合なり、いま申し上げたように、被害者なりあるいはその代理人が調査を求めるというのは法律的な問題ではなくて、これもあなたの方非常に耳ざわりが悪いかもわかりませんよ。私はざくばらんに申し上げますけれども、あなた方のほうとすれば、先ほどもちょっとと小柳さんも触れただけども、なかなかこのところはいままでどういう指導をしているのかわかりませんけれども、それが出てこない、調査の結果が。ですからそこに不審がある、疑問点が生ずる。わかりますね、不満が生ずる。だから自主的にさいぜん申し上げた関係の方々が調査を求める、こういうことになる最大のやつぱり原因は、業務上知り得た秘密であるということでその理由を明らかにしない、明示をしない。労働者側とすれば、されてないというところに問題があるのであって、これは局長ね、法律の問題ではない。ここが解明されたら、こういう問題は発生しないのですよ。ですからこのところをもうちょっとわかりやすいように解説していただきたいと思う。私の経験と私の意見を申し上げれば、この程度の問題は、それはいろいろな何といいますか、事例によって多少の相違はあると思いますよ。あるけれども、一般論としては、常識的には少なくとも当事者には当然この種の問題はすべて知らせてあげなければならないであります——これは私の意見ですよ。そうしてあげることがつまりまた労働省としての行政の親切であり、ほのぼのとした私は行政ではないかと思う。なぜ私がこういう意見を申し上げるかというと、これは私的見解でありますけれども、自賠責にいたしましても、災害補償法にしても、これは被害者保護の立法精神なんです。法律を制定したときの精神というのは、被

書者の保護なんです。ですからそういう立場から、私は意見を言つてゐるのでありまして、そういう点で考えてみると、少なくとも当事者にはその点は知らせておくべきものではないか、こう思うのです。これが三つ目ですね。

それから四つ目は、何いたしましても、いまのような現状、いまのような体制、その中における仕組みの状態では、どうしても被害を受けた、特に死亡したというような方々は、いかに法律上あるいは労災法上それぞれ所定のきめられた補償額があるとしても、人の命というものは金にかえられないですよ。そうでしょう、局長。だとすれば、残るのはやはりその当事者、遺族にしてみればたいへんなやはり感情が残りますよね。そういう点で、われわれが考えている以上にやはり不審の点であるとか、あるいは疑問の点が残りますね。そういう場合においても、いまの労働省の監督行政の中で、再調査をするということはほとんどないですね。それはたまにはありますけれども、ほとんどないといつても過言ではないくらいの実績しかございませんね。ですからこういう点についても、やはりそういうものが出てきた場合は再調査をしてあげる——結果はもちろんわかりませんよ、結果は。やはり再調査をしてやるといふぐらいの積極行政、これがほんとうの労災法についてのいわゆる法の精神、たてまえから見ると、その行政というものは血の通つた行政になるのではないか、こう思う。

それから先ほど申し上げたように、繰り返して言うけれども、業務上の秘密といったって、そこで知り得た秘密だからといったって、その関係当事者、これは先ほど小柳委員は、われわれ国会の調査権なり、審議権を持っておりますが、そこのところさえもはじょってくるのではないかと、そういう意味のことを言つておりますが、ここのこところはいろいろなあれがあると思いますよ、特に裁判上の問題になつてきますからね。しかし、まあわれわれはかりに少なくとも除外したとしてもいい、これは百歩譲つて。やろうと思えば、われわれは

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の点についてお答えを申し上げます。まず第一が監督官の責任の問題で、これは率直に申しまして、ただいまの監督官の数、それから対象事業場の数を比較しますと、なかなか手が回り切れぬ、これが実情でござります。そこで、監督官のたとえば定数をふやすということにつきましても、これは一方において行政機構をできるだけ簡素化していくという要請もございますし、むしろ公務員の人員は整理していこうという情勢の中でございますので、毎年若干ずつはふやすよう努めはいたしておりますけれども、これもなかなか追いつかない。そこで基本的に監督体制というものをもつと実効のあがることで考えていかなきやいけないんじゃないかなということと、それからいまの特に建設あたりのいろいろ問題がございますので、先ほど申しましてたように、その基礎となる法規をやはりもつと徹底的に実効のあがるものに考えていく、こういうようなことを考えておりまして、今後その面の充実強化をはかる、これは御指摘のとおりでございまして、特に原因の中に、その監督官がもつと定期監督などをやっていろいろ問題を指摘していくば起こらないでよかつた災害もあったのではないのかということは、これは数字的にはちょっとわからんないんでございますけれども、確かにあらうかと思います。したがいまして、監督のやり方についてもう少し考え方ながら、限られた数の監督官が有効にそういう災害予防の面にもある程度の役割りを果たせるように十分考えてまいりたいと思ひます。

ついて、先ほど小柳委員の御質問にお答えいたしましたが、私の真意は、労働省は、御承知のように、労働者の保護を考えいくと、これはもちろん第一義的なあれでございます。そこで個々のケースになつた場合に、さつき申しましたように、やはり被害者の遺族の方がいろいろな状況について十分納得するまで、いろいろな事情を知りたで、そういう面については、できるだけ御協力をすべきだという基本線は考へておるわけです。ただ、先ほどのはちょっと私も申しましたように、若干法律的に過ぎますけれども、一般的にそういう場合の調査権を認めるということについては、これは法律上の問題がございます。そこで、いま先生の御指摘のように、それは法律問題じゃない、事実の問題としておまえら協力しようと、こういうお話をござりますならば、それは個々のケースにつきまして、私どもの知り得たことについて十分お話をいたしますし、その問題についてどうしても調査したい、私どもなるほどまだこういう点にも調査が不十分だということであれば、私どもの監督官のやるものでありますれば、私が「委員長退席、理事上原正吉君着席」
当然それをさらに進めていくとかいうことで御協力ををしてまいることについてまでやらぬと、こう申し上げておるわけではございませんので、事実の問題として、そちらを実情に合わせて被害者の関係者、あるいは関係者の気持ちを十分くみ取つて、納得のいく方法で協力せいということをございますすれば、私ども喜んで協力をするということで進めてまいりたい。
それからいまの資料の提示等につきましては、私どもも、いまの監督のための復命書を実はそのまんまコピーにして関係者にお渡ししているわけです。これ自体も実はどうかという点もあるのです。ござりますけれども、それが一番はっきりするだらうということで渡してあるのです。ただ、すべて全部出したらしいじゃないかということにつきまして、たとえば文書で出しますと、その文書が

いろいろ……。

○吉田忠三郎君 当事者間だよ、ぼくの言つていいのは。すべてといふのはその当時者にすべてと

いうことです。

○政府委員(岡部實夫君) いや、文書でそのままお渡しすることは、当時者からその文書がそのまままるいろいろなところで文書として利用されるということもあるうかと思ひますので、その点は若干慎重に考えておるわけです。と申しますのは、監督官が参りました場合でも、その所見で必ずしもはつきりしないようなものがあるわけです。したがいまして、ただこういうふうに思われるがどうかというようなことも現実にあるものでございますから、それが文書で関係者だけにとどまつておればよろしいのでござりますけれども、文書にして出しますということは、やはり関係者からその文書がほかへ行くということを考えみなければならぬということになる。したがいまして、先ほど申しましたように、関係者の方が直接おいでになって、口頭でいろいろなことをお話をすると、もつとこういう点はどうだということについて御説明するということはしております。したがいまして、文書で要請された場合に、それを出すかどうかということについて若干そこに問題があるということを申し上げたわけでござります。

それからなお、最後におつしやいましたいろいろな事案について、また関係者から調査が不十分だ、もつと再調査しろというような御希望がある場合、これについては、そういうことが私どもも不十分だということで、また関係者の方が納得されない場合には、必要により再調査をするよう、これは積極的に心がけていくといふうにしてまいりたいと、こう思つております。

○吉田忠三郎君 局長、あなたはたくさんの事例を経験しておりますから、

「理事上原正吉君退席、委員長着席」

そういう答えになる。より慎重になる。その意味はわかりますよね。わかりますけれども、たとえ

ば口頭でそうした経過についても申し出がある場

合にはしていますと、している場合には適切であつたら納得しますよ。ところがそろはまいらないと思うので、こういう逆に問題が出てくると

思ふんですよ。ですから、あなたのほうが必要であるかどうか、再調査について。その事案によつても違うと思いますよ。しかし一般論としては、

これはそう思つてみたって、相手が先ほど申し上げたような諸条件が伴つて、これは違うじゃないか、あるいは不満があるじゃないか、疑問点があるじやないかと言つた場合に、これは再調査をやつてやるくらいのことは、労働省としてはとるべき措置じゃないか。重ねて申し上げますけれども、労災法の精神はそんなんだからそれが血の通つた労働行政じゃないか、こう思ふんです。

それから監督上の指導の問題、自主的に調査を行ないます、そういう行政を行ないますといふことを先ほど答えられましたね。そのくらいに強力という強い表現使つたんですが、そのくらいの意欲があれば、この問題についても強力な——あなたは別な問題で、監督行政は強力に——強力が非常に私は強い印象を受けますが、強力な指導監督を行ないます。そういう行政を行ないますといふことを先ほど答えられましたね。そのくらいに強力という強い表現使つたんですが、そのくらいの意欲があれば、この問題についても強力な——あなたのことばをかりて言つますが、強力な指導監督はあります。これは積極的にやつてまいります。

それから監督指導並びに、特に事業主に対するものにつきましては、私どもは、基本的に労働者の保護をするたてまえから事業主側にいろいろな要請をするわけでござります。したがいまして、現実に必要以上にいろいろな関係者の調査を拒否するというような事業主の態度がはつきりする場合には、それは私どもとしても、事実の問題として協力を要請するよう、それは強力に進めていきたいと、これが事案の円滑な解決に資すると、こういふことにならうかと思ひます。その点は、運用上そういうふうにしてまいりたいと思ひます。特に事業主について、非常に故意といいますか、非常に要質にいろいろな事案を処理されることがござります。これらについては、現在でも非常に強力に指導し、基準法の基準に基づいての措置をとつておりますが、いま御指摘のような点について

ろは労働災害を防ぐということに私は連なつているものだと思ってるんです。ですから、そういう関係者あるいはその団体が調査をするという場

合に、何が一番問題になるかというと、先ほど来る

うと思うように、ぼくは法律のことを言うのじゃないと思う。そこで、はばまないよう、それこそあなたの言をかりて言うと、強力な監督指導行政

というものが必要じゃないかと、こう言つている

んです。簡単でいいですよ。

○政府委員(岡部實夫君) 第一点の再調査の要求といいますか、調査をさらにしたらどうかというお話の問題については、これは先ほど申し上げましたように、関係者の方からそういう御要請が具體的にあり、ごもともと、こういうことでございますれば再調査をいたします。これは積極的にやつてまいります。

それから監督指導並びに、特に事業主に対するものにつきましては、私どもは、基本的に労働者の保護をするたてまえから事業主側にいろいろな要請をするわけでござります。したがいまして、現実に必要以上にいろいろな関係者の調査を拒否するというような事業主の態度がはつきりする場合には、それは私どもとしても、事実の問題として協力を要請するよう、それは強力に進めていきたいと、これが事案の円滑な解決に資すると、こういふことにならうかと思ひます。その点は、運用上そういうふうにしてまいりたいと思ひます。特に事業主について、非常に故意といいますか、非常に要質にいろいろな事案を処理されることがござります。これらについては、現在でも非常に強力に指導し、基準法の基準に基づいての措置をとつておりますが、いま御指摘のような点について

○吉田忠三郎君 おおむね大体答えられましたから、だいぶ理解できましたですが、局長、決してぼくは監督行政を非難をしたり、批判をしようといふ考え方で見ているのじゃない。たまたまいまの

ことばは、労働者に視点を合わせていろいろな行政あるいは監督をやることですから、理解するのですがね。行政法との関係で、これは定員の不足しておりますことは承知しておりますけれども、少ない監督官で、事業所もどんどんふえていく、非常に苦勞しながら、オーバーワークしないで、労働行政を進めております姿については、私が監督行政を進めております姿については、私

は常に敬意を表しているんです。その努力を認めている。認めているけれども、ちまたの声というものは——公正無私な立場で、特に監督権をもつて監督指導しなければならぬときに、ややともする企業のほうだけ、いまあなたの言う視点がそちらにいつっている。こういう声なしといしないんで

す。だから、こういう問題が出てる。この点は、大臣そこに参りましたが、再三こう申し上げるようだけれども、労災法というのは労働者を保護するということが最大の精神なんだから、法律を制定したときね。ですから、そこに立ち返つて監督行政を行なうこと強く要望しておきたいと思う。大臣、どうですか。いま、あなた入つてきて、前の質問との関連がわからぬと思いますが、

局長から聞きながら答弁をしてください。

○国務大臣(野原正勝君) お話をよく伺つて、いかつたんだあります、いずれにせよ、労働基準局の任務は、やはり労働者の保護、従業員の方々の安全衛生を守るという観点からなされておることは、御指摘のとおりであると考えます。その労働者の安全のための施設、そういうものについては積極的にこれを講ずる必要があるという点で、御指摘されました諸点につきまして、今後も十分注意してやつてまいりたいといふうに考えます。

○吉田忠三郎君 最後に、基準局長に向つておきますが、先ほどの小柳委員の質問で、労働安全衛

生規則のつまり検討を二つ申し上げましたね。そこで、これは去年の時点でございましたが、非常に屋外労働が多様化してまいりましたが、屋外労働についての安全衛生規則等々については全く不十分です。これは去年私が指摘をしたところですからね、これは会議録をちゃんとなければおかわりになります。その場合に、四十六年度の段階で検討いたしましたと、これはあなたの前の局長が答えていますよ、記録に残っていますから。それは検討されていますか。あるいはこれから検討をさらに継続しようとしているのかですね。こういう機会ですから……。せっかく私は積極的に検討すべきだと、場合によっては規則がいいのかあるいは労働基準法のほうがいいのか、いろいろな問題があると思いますが、いずれにいたしましても、やはりこの種の問題は後手、後手じゃなくて、やはり多様化してまいったる屋外労働というものの全体をながめて先取りをしていく、こういう施策というものが必要だと思うんですがね。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の点は、先ほど申しましたように、安全衛生規則の改正について検討しておりますさ中で、その一つは衛生面、もう一つは、いま御指摘のは安全面でございますが、その中で、屋外労働関係の安全の確保の点につきまして規則が必ずしも十分でない、これは御指摘のとおりでございまして、いまその点もあわせて検討いたしております。したがいまして、さつき申しましたように、順序といだししては、最初に衛生の問題を取り上げ、その後引き続いで進めていく、こういうことにいたしております。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日の調査はこの程度にいたします。

○委員長(林虎雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。
田渕哲也君が委員を辞任され、その補欠として中沢伊登子君が選任されました。

○委員長(林虎雄君) 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案を議題とし、これより質疑に入ります。

○小柳勇君 衆議院の本会議のために、私に与えられた時間は二十五分のようありますから、ときょうは総論的な問題を質問いたしまして、あと具体的な問題は後日に譲りたいと思います。

まず第一は、大臣にお伺いいたしますが、現在の日本の失業者の実態及び求人求職の実態など、現在とそれから将来、たとえば来年なり再来年失業者がふえると判断しておられるか、あるいは失業者はあまりふえないと考えておられるか、ますことうところから質問いたしたいと思うんです。

○國務大臣(野原正勝君)

具体的な数字等につきましては、局長から答弁をさせますが、わが国もいよいよ労働力不足の時代に入ったということからいたしまして失業者はふえない、ただし中高年齢の方々については、これは就業を促進するためのいろんな対策が必要であるというふうに感ずるわけでござります。全体的に見れば、失業者はふえないので、ますます労働力は不足してまるい時代に入ってきたと、かように考えます。

○小柳勇君 いま人間の寿命が延びまして、これは諸外国もそうありますが、日本でも平均寿命が伸びてまいりました。いま官庁でもあるいはほのかの会社でも、規則があるところもあり、ないところもありますが、定年制というものがありますね。もうずっと昔から大体五十五歳ぐらいを中心

五十五歳というのはまだ働き盛りであります。それで定年が過ぎてなお十年なり十五年新しい職

場を求めて移動していく、そういうところにも求人求職の関係が非常にあります。定年制の延長ということは、最近労働組合でもそう言つていましすし、世間一般求めておりますが、労働大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(野原正勝君) 定年制の問題につきましては、先般労働問題懇話会におきまして、労働者側及び使用者側、それと学識経験者の皆さま方の御意見を伺つたのであります。異口同音に、現在の定年制はこれは当然延長されてしまうべきものではないかというふうな御意見でございました。これは早急に検討する必要があると、その前提としましてはいろいろな問題があるわけですが、年功序列の問題であるとか、あるいは定年制を一体どの程度まで延ばしたらいいかといたしました。これはまだ意見が統一されておりませんが、いずれにしましても、定年制は、当然寿命が延びた以上は相当延ばすべきだというような御意見が圧倒的に多数でございました。そういう点で、これからはできるだけ早く検討を終わり次第、定年制の問題は進めてまいりたいと考えております。

○國務大臣(野原正勝君) 具体的な数字等につきましては、局長から答弁をさせますが、わが国もいよいよ労働力不足の時代に入ったことからいたしまして失業者はふえない、ただし中高年齢の方々については、これは就業を促進するためのいろんな対策が必要であるというふうに感ずるわけでござります。全体的に見れば、失業者はふえないので、ますます労働力は不足してまるい時代に入ってきたと、かように考えます。

○小柳勇君 いま人間の寿命が延びまして、これは諸外国もそうありますが、日本でも平均寿命が伸びてまいりました。いま官庁でもあるいはほのかの会社でも、規則があるところもあり、ないところもありますが、定年制というものがありますね。もうずっと昔から大体五十五歳ぐらいを中心

五十五歳というのはまだ働き盛りであります。それで定年が過ぎてなお十年なり十五年新しい職場を求めて移動していく、そういうところにも求人求職の関係が非常にあります。定年制の延長ということは、最近労働組合でもそう言つていましすし、世間一般求めておりますが、労働大臣はどうお考えですか。

○國務大臣(野原正勝君) その問題につきましては、仕事に人の能力を合わせていくということがいままで考へられておったようですが、人間の能力に応じて、それに適応するような機械を採用するというふうなことが当然必要となつてまいると思うのあります。そういった問題につきましては、人間を本位とした問題として、特に新しく機械化等は、そういう面で人間を本位にしたものに進めてみたいというふうに考える次第です。

○小柳勇君 機械化などでどんどん世の中は変わつてきますけれども、新しい機械でも、これを若い人だけが扱わぬでも、年寄りだつていいわけです、からだを動かさぬで頭だけですから。新しくたとえばコンピューターなどでも、新しい学卒の人を養成していますけれども、みんな職場のわかつた中高年の方でもコンピューターの養成をすればできないことはない。局長から聞きましたよ。中高年適職の造成というものについて何か具体的に構想があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(住葉作君) 中高年齢者の適職の開発、非常に重要なことでございます。この法案にも中高年齢者の雇用率の規定を置いておりますけれども、現在、官公庁等におきまして若年労働力あるいは壮年労働力、こういう方々よりもむしろ中高年齢者の今までの経験なりあるいは判断力、あるいは集中力、そういう方々よりもむしろ中高年労働者を使つたほうがいい、こういふう職種を三十三ほど指定しております。現在、その達成率は、職種によつては違つておるのでございますが、おおむね九〇%ぐらいになつております。それから民間等においても仕事がないわけですから、人間のほうを養成するすると同時に、老人向きの仕事をうんとつくつてあるごとに閣議あるいは集会などで御発言を願いたいと思うんです。

○小柳勇君 次の問題は、中高年者の適職をやっぱりつくらなければならぬですね。いくら法律はつくりましたけれども、現在、官公庁等におきまして若年労働力あるいは壮年労働力、こういう方々よりもむしろ中高年労働者を使つたほうがいい、こういふう職種といふものをきめておりまして、そういう職種に中高年労働力を雇い入れる、こういうことでも、私どもはもちろんでございますが、民間事業主を通じてもそういうところで中高年齢者の能

までわが国の労働力といふものが非常に過剰でございましたので、むしろ仕事本位に考えておりまして、そこに人をもつくると、こういうことでございましたが、いま大臣が申し上げましたように、今後の労働力の状況を考えますと、やはり人に合わせて仕事をもう一度見直す、こういうことが非常に大事になってくると思うわけでございます。労働省でもいろいろ検討をしておるのでございますが、やはり基礎的な研究が必要でございますので、職業研究所という機関がございますが、これは雇用促進事業団の付属機関でございます。そこで現在、そういうような中高年齢者の体力、能力、いろいろな点を勘案して、中高年齢者の適職というものはどういうものであるか、あるいはまた仕事についてこういうように変えれば能力が十分發揮できる、こういうような研究を鋭意進めおるわけでございまして、そういうようなことで大いに中高年齢者の方々が職場で能力が發揮できるような施策を進めていかなければならぬということふうに考えております。

○小柳勇君 それに関連しまして、官公庁における中高年齢者の雇用率の設定の問題ですね。ここでは聞いていますけれども、いまの定年制延長すればできないならば、そういう雇用率を設定しても、なかなか中高年齢者を雇用しないのですから、この点でひとつこの法律案の精神を御説明願います。

○政府委員(住栄作君) この法案の目的にも書てございましたように、とにかく能力に適合した職業に中高年齢者がつかれる、それで職業の安定化はかる、こういうのが目的になつております。ところで、この法案におきましては、そういった中高年齢者に向くと思われます職種、これをきめて、その職種について中高年齢者を――これはさあ身体障害者の雇用率のような低い率ではございませんが、その率を設定をいたしまして、その率以上に中高年齢の方々がその職種について働くおられる、こういうようにするのが雇用率の趣旨でございます。これはもちろん強制的なものではなくございません。努力義務として設定しておるわけですが、さらにそういうなかなか達成できないあるいは達成しない、こういう事業所がございました場合には、この法案でやはり労働大臣がそういう事業所に対して雇い入れるような要請をする等の措置がとれるよういたしておりますのでございます。

○小柳勇君 まあ、定年制延長の問題も早急に法案を出していただきたいです。同時に、この雇用率の設定と口では言いましてもなかなかたいへんありますけれども、これを達成していくんだ。

そこで、あと失業の問題に入つてきますが、定年がきてやめていく、あるいは会社が倒産して失業するというようなことで失業者が発生するわけであります。それが言うなれば現在の失業者の方々たくさん求職者の方がおりますけれども、その人を一応就職せしめて、そして現状のまますと一年か二年、各会社とも定年を延長していくといなしますと、特に今度のこの法律は、一年か

二年、その間だけは要らぬわけです。現在発生している失業者を就職せしめますね、それがまず一つ。それで定年を全部延長しますね、そうしますと倒産する会社のその人だけを就職せしめると完全に就職できるわけです。完全就職ですね。そういう理念が一番大事なことでございますので、一体、失業というものはどういうものかという、まずそこからいかなければならぬ。私は、そういうことをずっと考えますと、いや、そうじゃないのだといふ理屈もあります。それはあとで言いますけれども、一体、失業というものはどういうものか、それをひとつ説明してもらいたいと思います。

○政府委員(住葉作君) 失業の定義でございますが、現在、先生御承知のように、労働力調査、これは総理府で労働力人口の就業状態を調査している統計がございます。そこで完全失業者という者がどれだけおるか、こういう調査をしておるわけですが、そこでは、現に就業していない、就業の意思を持つておる、そして求職活動をしておる、しかも、なおかつ就業の機会が得られなかつた、このことが定義になつておるわけござりますけれども、その際に、一週間に一時間も要するに貰金を受けて働くなかつたと、こういう厳格な定義になつております。まあ私ども、ごく大まかに申し上げまして、失業というのは、就業の意思と希望を持つておる、しかも具体的に求職活動を行なつておる、これが失業者であるというように考えます。

○小柳勇君 定義も私はずっと考えてきましたら、きのうもたくさんの方が陳情に見えて、たとえば福岡県などの産廃地域など、閉山をしましてもう五年なり十年、たとえば農業に従事してみると、いうけれども、農業というのはほんとのネコの額ほどしかない。商業というけれども、その商業は、かつて陸々と栄えていた炭鉱に依存しておった商業で、もう商売もほとんどただ形だけの商売である。そういうところに行くと、いわゆる失業のいま申されたような定義は通用しないというわけ

です。で、きのうも職安局長に電話をして、たとえば飯塚の職安では、開就で四十五年度の実績を持った方で、五百人ことしは縮め出されておりますぞと、これは現地の所長認めてあるようですが、それから田川の職安では七百人から千人、あるいは千四百人ぐらいあぶれておりますぞ、こういう話がある。だから、そういう地域では、いわゆる失業の定義というものが、もうほどんど地域全体の人がそれに入るか——定義ではなけれども、実質の生活はそうですぞと言われたんでね、きのう私は局長に電話いたしましたけれども、これは地方議員の方もたくさん見えておりましたから、その実態——これは筑豊炭田地帯だけではないと思うんですね、常磐炭田地帯もそうじやないかと思う。あるいは北海道もそうじやないかと思いますけれども、そういうような経済の変動による、失業の定義の中に入らぬけれども、実質上失業だというようなもの、それの認識について御説明願いたいと思います。

○政府委員(住まさわ君) 先生の御指摘されました問題、いわゆる不完全就業と申しますが、そういうような問題だろうと思つております。現在就業をしておる方々であつても、その仕事がたとえば自分の意識面から見て不満である。こういうことで他に転職したいとか、あるいはさらに対加して働きたいと、こういうような方々だと、あるいは非常にその所得の水準が低いと、こういうようなことをまあ不完全就業というような表現で問題としてとらえております。日本の場合は、御承知のように、非常に諸外国に比べて就業構造の近代化という点でおくれておる。私ども現在あるいは同和地域、そういうふたところで御指摘のような問題がある。そういうような意味で、そういう非常に失業情勢の悪い地域、こういったところでの雇用対策をどうしていくか。もちろん基本的には地域振興をはかつて、その地域における雇

用機会の造出をする、こういうことも必要であると思つてゐます。同時に、なかなかそれは先のことになるといふようなことでござりますが、そういう場合には、たとえば公共事業とかあるいは労働省でやつております、先生御承知の緊急就労事業、産炭地域の緊急就労対策事業とか開発就労事業、あるいはこの法案の趣旨を生かすものとして特定地域の開発就労事業、そういうよくなに就業を目的としたしました事業をやることによつてまして、当面の失業対策、さらには将来へのその正常雇用機会の造出対策、こういうよくな対策を積極的に進めていくべきであろうというように考えております。

○小柳勇君 わかりました。時間がまいましたからこれで終わりますけれども、いまのことばの中で失業多発地帯といふものは、たとえば産炭地域、過疎地域あるいは同和地域その他ということ、そういうふうに確認していいですね。

あとまた具体的にたくさんありますから、具体的な問題この次にいたしまして、以上で私の質問を終わります。

○政府委員(住榮作君) この法案で規定しております特定地域は、御趣旨のような線で私どもも考えておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 きょうは、衆議院の本会議等があつて、相当時間が限定されておりますので、大まかな点についてお尋ねをしておきたいと思います。

申すまでもなく、昨今非常に求人難というものが社会的課題として俎上にのつております。しかしこれはあくまでも若年労働者を対象とした問題であつて、やはり高度経済成長のひずみというものが、今日失業というきわめて社会的不安といふものを醸成するような要素も一方においては残されておる。しかも老人人口の逐年増加に伴つて、おそらくこの十年間には相当その範囲が広がるであろうと推定されているわけであります。先ほども質疑応答の中にあつたようですが、それでこそ、まず非常に大きな問題としては、現在の日本

の経済構造というものは絶対なくなるものかどうかといふ問題がやはりぬぐい切れない。おそらく現状のままで推移するとするならば、必ず失業者はあとを絶たない、こういう判断が私自身は成り立つであろうということを非常に心配するわけです。その点については、労働大臣はどういうお考えになつていらっしゃいますか。

○國務大臣(野原正勝君) まあ大きく言うならば、日本経済は発展の過程、成長過程にありますので、労働力不足の情勢にあるわけでございますから、そう大きな失業者が発生するとも思えないわけでございますが、しかしその中にもやはり倒産をする会社もありますし、あるいはまたいろいろな面である程度失業者は出でてくる場合も少なくてはない。特に中高年の方々は定年退職をして、それをほうつておきますと、それはみんな失業者に入つてしまりますから、やっぱり定年制の延長等の問題もあるわけですが、絶対に失業者が起きないというような情勢といふものはなかなか容易でないということからいたしまして、そうした中高年齢の方々にどうして一つの職業についていただけるかというようなことで、これからは職業の指導あつせんあるいは職業の再開発訓練といふふうなものにも特に力を入れていこうということで考えてきたのが中高年齢者雇用促進の特別措置法でございますが、そういった観点から、これらも特に中高年齢の方々に対しても手厚い対策を講ずる必要があろうというふうに考えておる次第でございます。

度の充実ということもございましょう。けれども、それも短兵急にはなかなか過去の例から考えてみるとできない。ならば、まず抜本的な考え方の一つとして、そうした問題が起つたときに、政府としても当然いろいろなことを想定し、そしてそれに応する措置というものを考えの中に入れて進めておられるんぢやないだらうかといふに思うわけでありますけれども、ことに、職業訓練あるいは職業指導によつても、先ほどの局長の答弁がありましたように、はたして適応性があるかどうかということも問題であります。そうしたことを見括して、特に高年齢者に対しては、その失業対策について、どういうこれらの展望に立つた構想を持つておられるのか。その点いかがですか。

いうものは非常に重大であつて、これは至急にあらゆる方面的御検討と協力を得まして、高年齢の方々にふさわしいような職種をできるだけ多く開発をして、その方々に安心して職についていただくということができるならば、高年齢の方々の就職については、まだまだ可能な問題が幾多残されおるよう考へておるわけでございます。

ていくかということをございますが、それはやはり中高年労働力なり婦人労働力を生かして使う、こういうことにならうかと思います。具体的には一つは雇用率でございます。そういう情勢も、自然になつていくままに放置するわけじやございませんので、先ほど大臣が申し上げましたような、たとえば人の能力に仕事を合わせて考えてみる、

は
よ 日 、
こうしたときにはたして現在の組織体制で十分な効果をあげ得るという自信があるのかどうか。そして今後の職業訓練あるいは指導というものについては、その施設の問題等を通じまして、さらにはどううところに力点を置いてそれの拡充強化をはかるうとされるのか。この辺いかがですか。
○國務大臣(野原正勝君) わが国の経済は、御承

そこで中高年齢者の方々の雇用の促進というか、そういういた職業訓練あるいは雇用率の設定、あるいは求職手帳という一連の構想は、そういういた事態に備えて、できるだけ中高年齢の方々にも御協力いただこうという政策の一部であるという御理解をいただくならば、そこにまた新しいわが国の経済、また国民生活の安定という面からもこれは

○渋谷邦彦君 この問題は、いま突発的に起こつた問題でないことは、大臣よく御承知のとおりであります。むしろ終戦後今日までの二十数年間にわたつての最大の課題であつたんではなかろうかと、このように痛切に感ずるわけであります。したがいまして、いま、人に応じたそうした職業といふものをこれからも開発していくなければならぬということを申されましたけれども、なるほど考え方としてはまことにけつこうだと思います。しかし、いま望まれていることは、具体的に一体これからどうするのか、一年先にはどうなるのか、二年先にはどうなるのかということ、そういう一つの五年間あるいは十年間にわたつての長期的な政策に基づいた具体策というものはお持ちぢやないのでしょうか。

そのためにはいろいろな施策が必要でございまして、たとえばこの法案に書いてございます職場応訓練の積極的な推進とか、あるいは事業主に対してしまして、機械とかあるいは設備、福利施設等を含めまして、事業主がそういう体制をつくることに対する援助を強化していくと同時に、職業紹介面におきましても、そういうきめ細やかな資料に基づきまして、たとえば求人として若年の労働力に固執すると、いや、そうじゃないのですと、その職種については中高年の方々でこういうようななかえって能力が發揮できると、こういうような指導もいたすようなこの規定になつております。場合によつては、そういう年齢差による求人は受け付けないようなこともできるような体制になつておりますので、そういう政策を合わせまして、たとえばこの法案に書いてございます職場応訓練の積極的な推進とか、あるいは事業主に対してしまして、機械とかあるいは設備、福利施設等を含めまして、事業主がそういう体制をつくることに対する援助を強化していくと同時に、職業紹介面におきましても、そういうきめ細やかな資料に基づきまして、たとえば求人として若年の労働力に固執すると、いや、そうじゃないのですと、その職種については中高年の方々でこういうようななかえって能力が發揮できると、こういうような指導もいたすようなこの規定になつております。

知のとおり、比較的安定成長を続けております。したがつて、世界各国、一部には相当の失業者がふえておる國もある中で、わが國は幸いなことに失業率は一・二%ぐらいでございます。そういう状況、じゃ、今後もその状況でいいかどうかということは、必ずしもはつきりはしませんけれども、しかしながら國の経済の実態がよほどの変化がない限り、そうちそろは失業率がいま以上に著しく高まるようなことはあり得ないというふうに考えます。ただ、それにつきましても、やはり若干年労働者が減つてしまいの事実、同時にまた労働力が非常に不足する事態がますます深刻化するわけでござりますが、それを埋めていくのはやはり中高年齢の方々であると同時に、一面においては、御婦人の能力をその方面に活用する、お願ひする以

○渋谷邦彦君 時間ありませんのでこれでやめますけれども、いま大臣は、現在の日本の経済は安定した方向に向かっておるとおっしゃつておられます。しかし中小企業の倒産はこれはまた著しい。

そこで、答弁は要りません。中小企業の倒産の実態とそれに伴う失業者の実数、これを資料として提出していただけませんか。——次回の委員会に間に合うようにお願いをいたします。

○委員長(林虎雄君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○政府委員(住榮作君) 今後の労働力の状況を考えてみると、先生御承知のように、非常に若年労働力が減少してまいります。しかし経済は、社会経済発展計画で想定しておりますように、一〇・六%、一〇〇%強の経済成長を続けていく。そ
のであります。具体的な問題は局長からお答えすることにいたします。

うお話をすけれども、実際にそれがはたして可能かどうか。現在の職業安定所の窓口を通してのいろいろな職業訓練指導というものはきわめて狭められた、限定された範囲になってしまふおそれがないかといふことが一つ。

それから、先ほど来から申し上げておりますように、あるいは世界経済の動向の一環としてイン

体制がしからば十分かといわれれば、必ずしも十分でないことは御指摘のとおりでございます。そういう情勢に対応するべく、労働行政の一そうの強化拡充をはかる必要もあると思います。あらゆる面から、労働力に関する限りは、常にそういった意欲的な政策を実施をいたしまして、わが国経済の安定成長にこと欠かぬよう労働の面ではこういった備えでやっていくのだという形で、いろいろな施策を講ずる必要があるわけでございますが、そういった面では、今までの体制は必ずしも十分ではなかつたと思うのであります。

ございませんか。

「〔異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(林虎雄君) 御異疑ないと認め、さよう
決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(林虎雄君) 御異疑ない上認め、さう
決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

昭和四十六年五月三十一日印刷

昭和四十六年六月一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C